第

6097

号

REÂDAS U-ダアスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2018年)平成30年12月6日 木曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

△ 住宅取得等資金の贈与の特例

Q:住宅取得等資金の贈与には特例がある とか。どのような特例なのですか?

A:次のような内容です。

【解説】

住宅取得等資金の贈与の特例とは、平成27 年1月1日から平成33年12月31日までの間に、 その直系尊属から特定受贈者(直系尊属から 贈与を受けた20歳以上(その年の1月1日現 在)の者で、合計所得金額が2,000万円以下の もの)に住宅用家屋の新築・取得又は増改築に 充てるための金銭(住宅取得等資金)を贈与し た場合に、その住宅用家屋の新築等について 一定の要件を満たすときは、非課税限度額ま での金額について贈与税の課税価額に算入し ないとするものです。

非課税限度額は、年度により違いますが、 平成32年3月31日(契約日)までについては、 次のようになっています。

①消費税率8%の適用を受けて住宅を取得した者、個人間売買により中古住宅を取得した者

- ・良質な住宅用家屋 1,200万円
- ・上記以外 700万円
- ②消費税率10%の適用を受けて住宅を取得し た者
- ・良質な住宅用家屋 3,000万円
- 上記以外 2,500万円

なお、この制度は、暦年課税の基礎控除額、 相続時精算課税の特別控除又は特定の贈与者 からの住宅取得等資金の贈与を受けた場合の 相続時精算課税の特例と併用適用することが できます。







